第九十六条の三第一項中「又は第九項」を「、第九項又は第十一項」に、「又は弁護士職務従事職員」を「、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員又はラグビー派遣職員」に、「又は受入先弁護士法人等」を「、受入先弁護士法人等、オリンピック・パラリンピック組織委員会又はラグビー組織委員会」に改める。

第九十六条の六第三項中「及び第五項」を「から第七項まで」に改め、同条中第五項を第七項とし、第四項の次に次の二項を加える。

5　組合は、オリンピック・パラリンピック派遣職員である組合員を使用するオリンピック・パラリンピック組織委員会が、健康保険法第四十九条第一項の規定による標準報酬の決定又は改定に係る通知を受けたときは、当該オリンピック・パラリンピック組織委員会より当該通知に係る書類の写しの提出を受け、当該写しに記載された標準報酬のうち標準賞与額を参酌して当該オリンピック・パラリンピック派遣職員である組合員の標準期末手当等の額を決定するものとする。

6　組合は、ラグビー派遣職員である組合員を使用するラグビー組織委員会が、健康保険法第四十九条第一項の規定による標準報酬の決定又は改定に係る通知を受けたときは、当該ラグビー組織委員会より当該通知に係る書類の写しの提出を受け、当該写しに記載された標準報酬のうち標準賞与額を参酌して当該ラグビー派遣職員である組合員の標準期末手当等の額を決定するものとする。

第九十六条の七第一項中「又は弁護士職務従事職員」を「、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員又はラグビー派遣職員」に、「又は受入先弁護士法人等」を「、受入先弁護士法人等、オリンピック・パラリンピック組織委員会又はラグビー組織委員会」に改める。

第百五条の七の二第三項第二号及び第百五条の九第三項第二号中「又は弁護士職務従事職員」を「、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員又はラグビー派遣職員」に改める。

別紙様式第二十一号の二の㈣の注意事項4、別紙様式第二十一号の二の三の㈣の注意事項4及び別紙様式第二十一号の三の㈣の注意事項4中「弁護士職務従事職員」の次に「、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十七年六月二十五日から施行する。

（様式の特例）

第二条　この省令による改正前の別紙様式第二十一号の二による特定疾病療養受療証、別紙様式第二十一号の二の三による限度額適用認定証及び別紙様式第二十一号の三による限度額適用・標準負担額減額認定証は、当分の間、この省令による改正後の別紙様式第二十一号の二、別紙様式第二十一号の二の三及び別紙様式第二十一号の三の様式によるものとみなす。

第三条　この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前の別紙様式第二十一号の二、別紙様式第二十一号の二の三及び別紙様式第二十一号の三の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

（国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同省令による改正前の国家公務員共済組合法施行規則の一部改正）

第四条　国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成十九年財務省令第五十二号）附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同省令による改正前の国家公務員共済組合法施行規則（以下「平成十九年改正前施行規則」という。）の一部を次のように改正する。

別紙様式第十一号の㈣の注意事項5、別紙様式第十五号の㈣の注意事項4、別紙様式第十五号の三の㈣の注意事項3、別紙様式第三十九号の㈣の注意事項6及び別紙様式第四十号の㈣の注意事項4中「弁護士職務従事職員」の次に「、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員」を加える。

（旧組合員証等の様式の特例）

第五条　前条の規定による改正前の平成十九年改正前施行規則別紙様式第十一号による組合員証、別紙様式第十五号による遠隔地被扶養者証、別紙様式第十五号の三による高齢受給者証、別紙様式第三十九号による船員組合員証及び別紙様式第四十号による船員被扶養者証（以下「旧組合員証等」という。）は、当分の間、前条の規定による改正後の別紙様式第十一号、別紙様式第十五号、別紙様式第十五号の三、別紙様式第三十九号及び別紙様式第四十号の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現に存する前条の規定による改正前の旧組合員証等の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

○厚生労働省令第百十六号

政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十四号）の一部の施行に伴い、国民年金法施行規則及び厚生労働省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年六月二十四日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

国民年金法施行規則及び厚生労働省組織規則の一部を改正する省令

（国民年金法施行規則の一部改正）

第一条　国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第七十七条の四第一項、第七十七条の四の二、第七十七条の四の三、第八十三条の四、第八十三条の五及び第百十三条第一項第三号中「第百九条の二第一項」を「第百九条の二の二第一項」に改める。

（厚生労働省組織規則の一部改正）

第二条　厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第七百十条の二の三第四号及び第七百十条の二の四第十二号中「第百九条の二第一項」を「第百九条の二の二第一項」に改める。

附　則

この省令は、平成二十七年七月一日から施行する。

○国土交通省令第四十八号

道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十四号）の一部の施行に伴い、道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年六月二十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第十八号様式の三裏面中「抜すい」を「抜粋」に、「前二条」を「前2条」に改め、「輸入した自動車製作者等」の次に「（当該基準不適合自動車の装置（後付装置を除く。以下この項において同じ。）のうち、保安基準に適合していないおそれがあると認めるものを製作し、又は輸入した装置製作者等を含む。）」を加え、「前条第一項」を「前条第1項」に改め、「届出をした自動車製作者等」の次に「（当該届出に係る自動車の装置のうち、保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合していない状態にあると認めるものを製作し、又は輸入した装置製作者等を含む。）」を加え、「同条第二項」を「同条第2項」に改める。

附　則

この省令は、道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律の公布の日から施行する。